平成２１年（フ）第２３９８号
愛知県半田市乙川向田町１丁目60番地の１
破産者　村瀬　淳一
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９７号
名古屋市名東区植園町２丁目１番地の２　県営植園住宅２棟204号
破産者　笠松真名美
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１４号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟401号
破産者　小山　由和
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１５号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟401号
破産者　小山　智子
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２８号
名古屋市西区庄内通５丁目１番地
破産者　森永　清美
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５２号
北海道江別市上江別東町27番地の５
破産者　永森富久男
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２５号
札幌市西区西野７条８丁目12番12号　サンシャシンⅢ―103号
破産者　齋藤　真理（旧姓高橋）
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目84番地の１　ハイツひびき２号
破産者　今村　英二
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
釧路市愛国東４丁目33番１号　Ｉ’ｌｌ433―101号高橋幸平方、住民票上の住所釧路市愛国東１丁目27番13号
破産者　今村ひろ子
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７８７号
川崎市幸区南加瀬３丁目37番６号　キンガハイツ南加瀬201、破産手続開始時の住所埼玉県鴻巣市郷地101番地７
破産者　桑井　一衛
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
川崎市宮前区宮崎２丁目11番地20　コルサムエスアイ宮崎台803
破産者　玉田　和子（旧姓蓮沼）
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
川崎市中原区上小田中１丁目23―５　サカエハイツ２Ｆ７、住民票上の住所川崎市中原区上新城１丁目２番７号
破産者　内山　和彦
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９４号
相模原市南区新戸2081番地４　ドエルジンマ103号
破産者　矢内　正喜
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４１号
富山県射水市本江三箇88番地、住民票上の住所富山県富山市利波364番地
破産者　河西雄一郎
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６０号
長野市大字高田408番地６
破産者　池田　章道
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
長野市松代温泉90番地
破産者　小林真夕美
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０８号
愛知県瀬戸市川北町２丁目38番地の１　コープ野村三郷壱番館1006
破産者　小原　澄代
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６１号
名古屋市守山区幸心３丁目2005番地
破産者　我那覇隆明
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５３３号
名古屋市港区当知３丁目2902番地　リバーサイドマンション403号
破産者　村上　昭秋
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部